

第1回経営改革懇話会

報告事項1

習志野市の現状

平成20年4月

経営改革推進室(エンジンルーム)

1

1. 習志野市の概要

- 習志野市は東西に9 km、南北に6 km、市域面積20.99 km²であり、人口約16万人とコンパクトに纏まった市である。
- この中に市街化調整区域(2.4 km²)と、臨海部には工業地域がある。
- 習志野市は、千葉県の北西部に位置し、東京都心からほぼ30 km圏、鉄道による所要時間は約30分程度にある。
- 周囲は千葉市、船橋市、八千代市と接し、前面の東京湾(海岸)は京葉港の一部である。

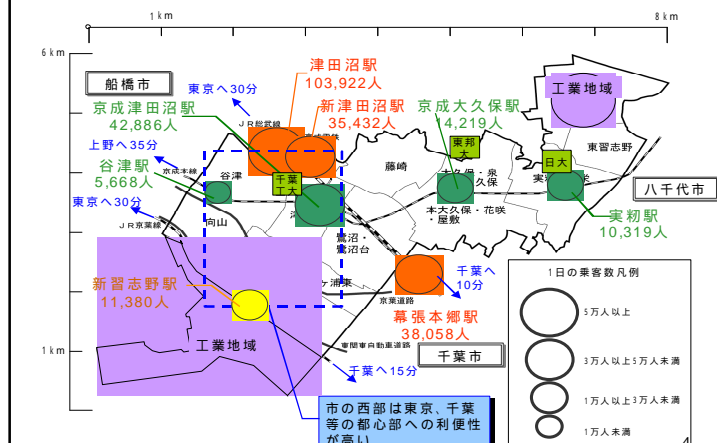
2

習志野市の沿革

- 習志野市は昭和29年8月1日、人口30,204人、面積17.66 km²を有する、県下16番目の市制施行した都市として誕生した。
- その後、昭和40~50年代にかけて、高度経済成長と首都圏の人口急増等を背景に、JR総武線の複々線化や、2度にわたる公有水面の埋め立てにより市域が拡大し、住宅団地開発、学校や幼稚園等公共施設の整備、教育及び文化の振興、住環境の保全に力を注ぎ、昭和45年まちづくりの理念として、「文教住宅都市憲章」を制定し、市民生活を優先したまちづくりを推進している。

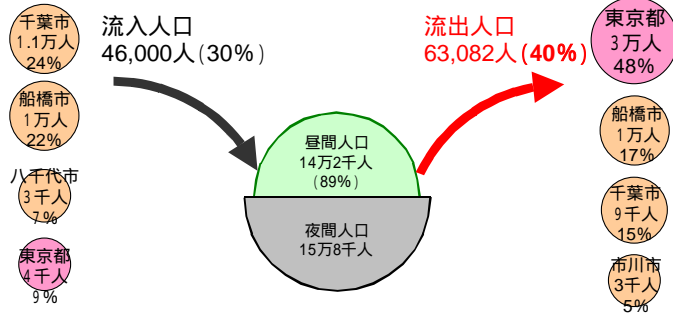
3

習志野市内各駅の1日の乗車人数の状況



4

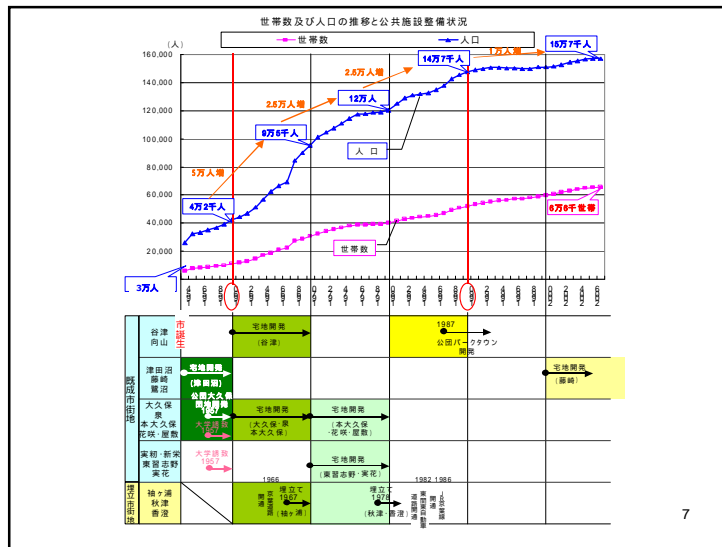
習志野市への流入、流出人口の状況



2. 人口変化の状況

(1) 習志野市全体の人口推移

- 習志野市は、1954年(人口3万人)に誕生した。
- その後、宅地開発等により人口が増加し、2007年現在15.7万人(6.6万世帯)と約5倍に増加している。
- 特に1960年～1990年の30年間で約10万人(3.5倍)と大きく増加している。
- (1960年代に約5万人増加、1970年代に約2.5万人、1980年代に約2.5万人)
- 1990年代以降は、住宅開発余地の減少に伴い新規住宅開発が鈍化したため、増加率は徐々に落ち着いた。(1990～2007年の17年間で約1万人)



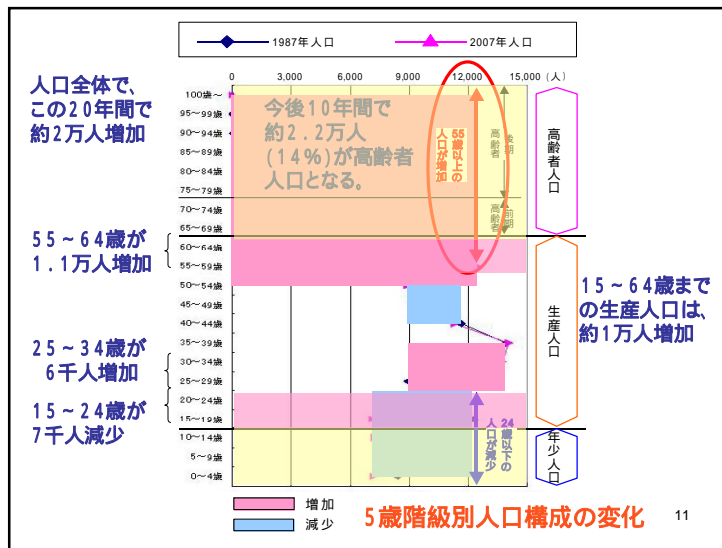
(2) 人口構成の変化及び将来予測

- 本市の人口は、市制施行以来、埋め立てや農地等の開発に伴い増加をしてきたが、1995年(平成7年)に初めて人口が減少した。
- 1999年(平成11年)には、再び、増加に転じたが、少子化や都市の成熟化を背景に、増加率は微増にとどまり、平成20年代は、16万1千~2千人の幅で推移すると予測している。
- その後は、人口は再び減少に転じると予測される。

9

- 0~14歳の年少人口は、第2次ベビーブーマーが出産適齢期を迎える一方、少子化が進むことから、人口の構成比は、14%~15%で推移すると予測する。
- 65歳以上の高齢者人口は、高齢化の急速な進展を背景に、構成比は、2000年(平成12年)の12.3%から、2014年(平成26年)には、22%まで増加すると予測している。
- 15歳~64歳までの生産人口は、一貫して低下し、人口構成比は2000年の73.6%から2014年には、63.9%まで低下すると予測している。

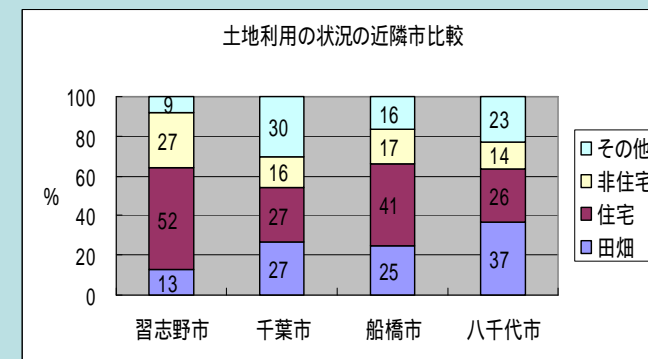
10



11

土地利用の近隣市比較

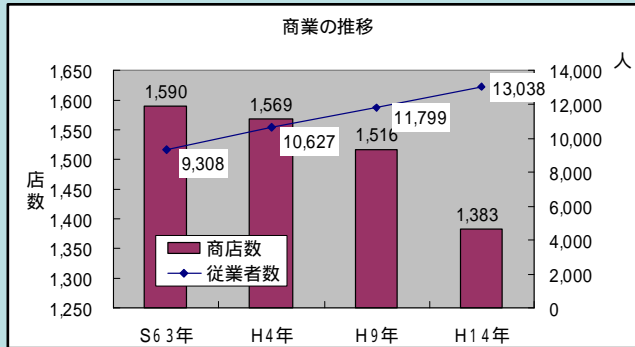
平成18年度「市町村税の概況」



12

市内の商業の動向

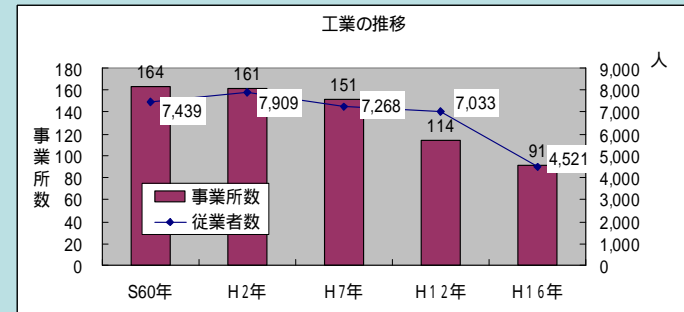
習志野市統計書



13

市内の工業の動向

習志野市統計書



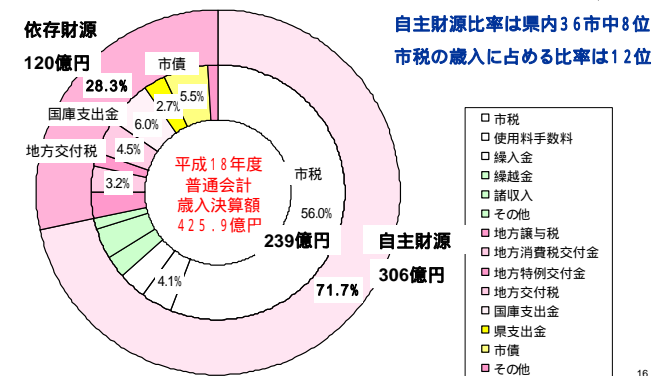
14

3. 習志野市の財政状況

～平成18年度普通会計決算より～

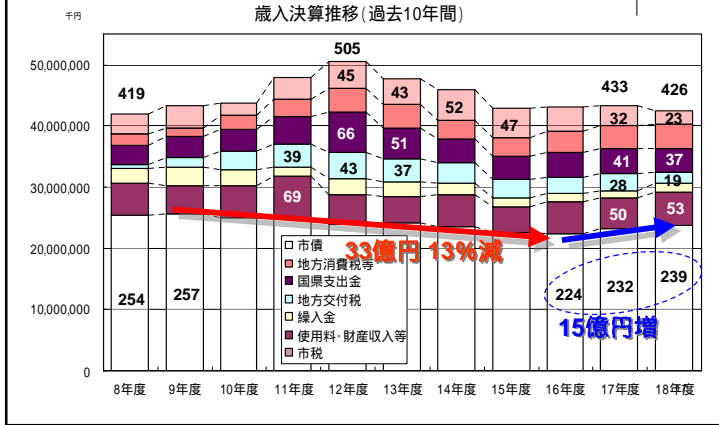
15

歳入決算の概要



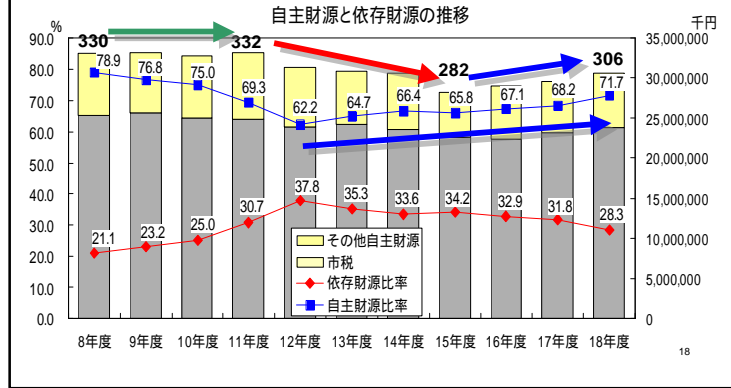
16

過去10年間の歳入決算の推移

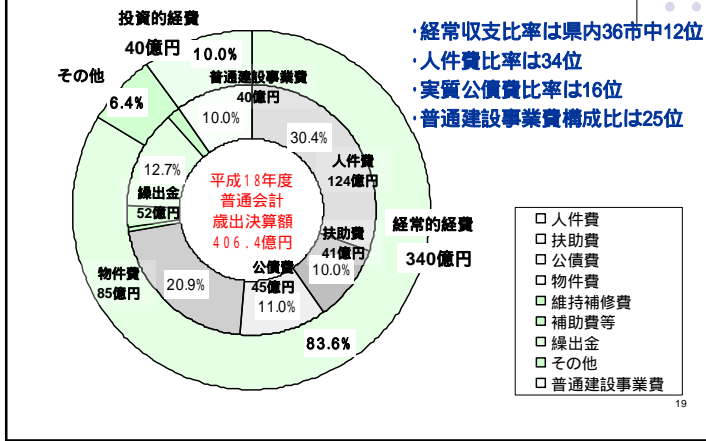


自主財源と依存財源の推移

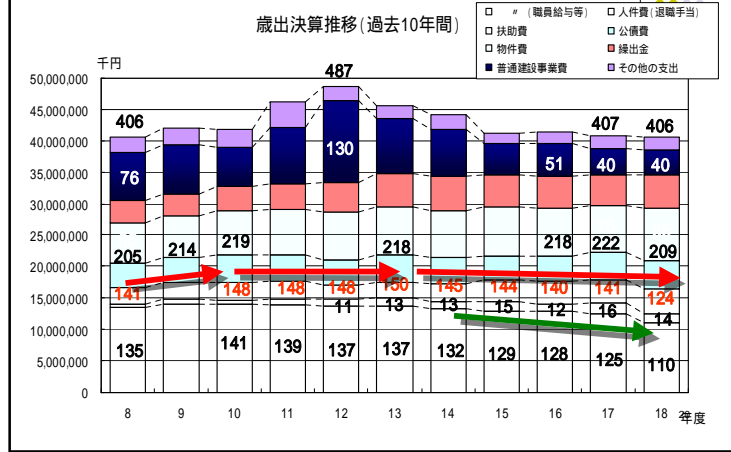
自主財源比率は最低だった12年度から徐々に回復してきているが、8年度に比べれば依然として低い水準である



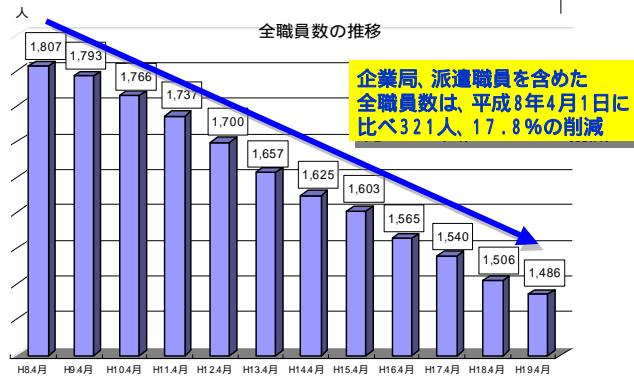
歳出決算の概要



過去10年間の歳出決算推移

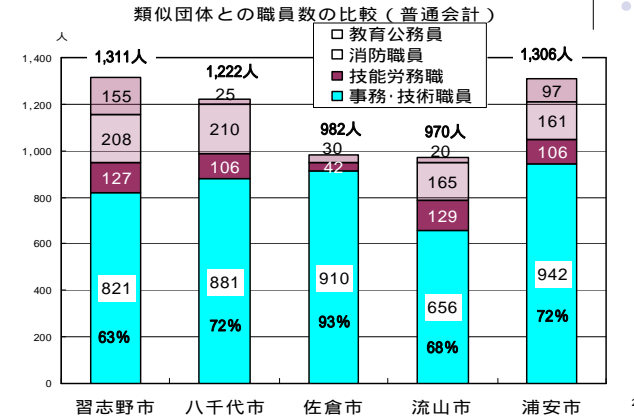


職員数の推移 ～平成8年4月1日からの全職員数の推移～



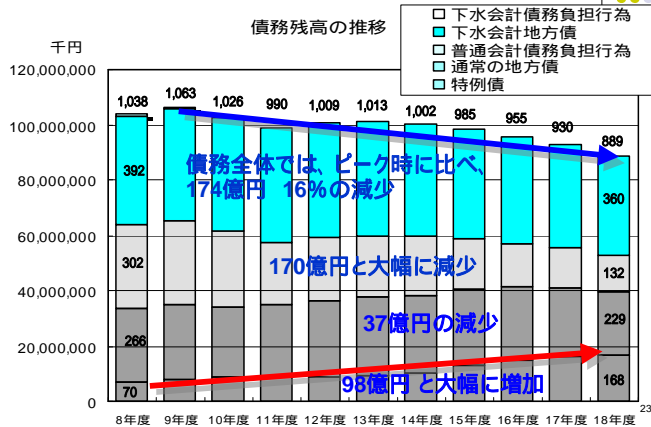
21

類似団体との比較：普通会計職員数



22

債務残高の推移 (全会計)



23

財政比率等の全国比較 (平成18年度決算)

- 歳入に占める比率
 - 地方税: 56.02% (72位)
 - 自主財源: 71.80% (39位)
- 歳出に占める比率
 - 義務的経費: 51.48% (594位)
 - 人件費: 30.42% (776位)
 - 教育費: 15.94% (46位)
- 財務比率
 - 経常収支比率: 89.9% (305位)
 - 実質公債費比率: 13.2% (195位)

全国782都市

24

本市の財政状況のまとめ

- 歳入(収入)の状況は、概ね良好である。
- 一方、歳出(支出)の状況は、これまで本市が、文教住宅都市憲章の理念に基づき、多くの公共施設を設置し、職員によるマンパワーの市民サービスを実施してきた結果、人件費の比率が高いなど、硬直化が見られた。
- しかし、行政改革による職員数の削減や事業の見直しを進めた結果、改善傾向に向かっている。
- また、債務の削減を強力に進めてきた結果、債務残高は、着実に減少している。

25

4. 習志野市の行政改革の取り組み

平成8年度に行政改革本部を設置

平成9年度から平成20年度までの12年間に約76億5千万円の財政効果をあげた。

● 人件費の削減

平成8年4月1日の職員数1,807人をこれまでに346人、19.1%削減

この職員削減の効果を含め約52億円の削減

● 事務事業の見直しによる削減

市単独事業、受益者負担の適正化、民間委託の推進などにより 約24億5千万円の削減

26

これまでの行政改革の成果

経常収支比率

平成8年度決算 97.2%



平成18年度決算 89.9% (7.3ポイント改善)

債務残高

平成8年度 約1,038億円



平成18年度末残高 約890億円 (約155億円減少)

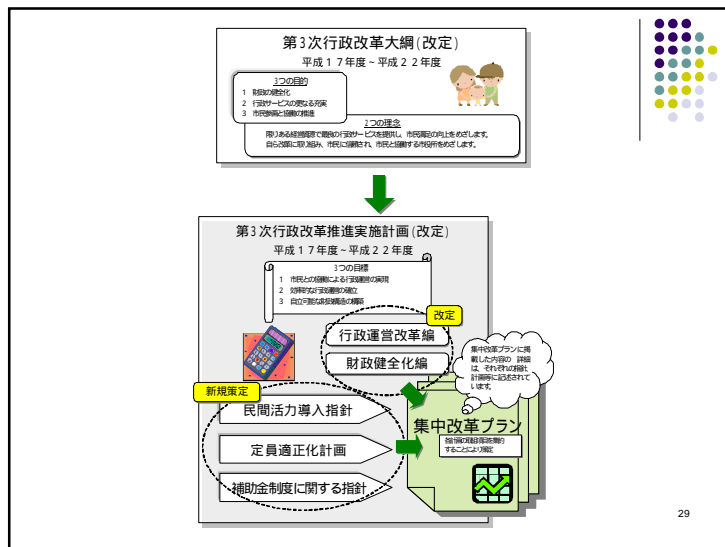
27

集中改革プランに基づく行政改革の推進

集中改革プランとは

- ◆ 平成17年3月29日付で総務大臣から地方公共団体に対して通知された、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」の中で、「行政改革大綱」に基づく具体的な取り組みを集中的に実施するため、平成17年度を起点として、おおむね平成21年度までの行政改革の取り組みを、住民にわかりやすく明示して公表することとされた計画のこと。
- ◆ 本市は平成18年3月にプランを策定し公表しました。

28



5. 現在進行中の重要施策 ビッグ・プロジェクト

JR津田沼駅南口特定土地地区画整理事業
まちづくり交付金の導入による
周辺整備事業を含む
小・中学校耐震補強・大規模改修事業
津田沼小学校建替事業を含む
こども園構想に基づく市立幼稚園・保育所の再編・整備事業(現在、検討作業中)

30

6. 地域担当制とまちづくり会議

習志野市における協働の歴史と
これからの展開

◆ 昭和43年8月1日『地域担当制』を発足

【導入の背景・目的】

高度成長期に入り、人口の急増及び、社会・経済等の変動にともない、市民の市政に対する需要が多様化してきたのを受け、職員の姿勢・発想を住民本位の行政に転換するとともに、市民の市政に対する意向・要望等を的確に受けとめ、施策に反映させるため『地域担当制』が発足した。

『地域担当制』は、地域の実態と住民の実態を把握し、行政へ反映させることを任務とし、『日常生活における地域主義の実現』、『市民的感觉の育成』を目的としている。

31

【制度の概要】

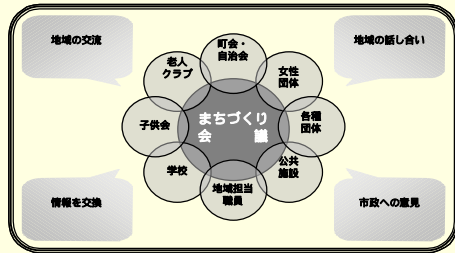
- 地域の方々が、自らの地域をどうすべきか真剣に討議するとき、市がタテ割行政(業務分担制度)では十分に市民の意見要望に対応することができない。
- そこで、より市民の意向を行政に反映するため、市職員一人ひとりが各地域の担当職員となり、担当地域の問題解決にはどうしたらよいかを市民とともに考えていこうとする習志野市のユニークな機構である。
- 地域担当職員は、『広報・広聴活動の担い手』、地域における『まちづくりの担い手』として位置付けられ、まちづくり会議やまちづくり予算会議に出席し、市の施策や計画等の情報をお知らせし、地域からの市に対する意見・要望を受けとめ、市政に反映させるとともに、地域のお祭り等、地域の活動に直接参加し、地域の方々と接しながら、地域に根づいた発展の方向を模索し、行政の実効性を高めている。

32

まちづくり会議

【目的】

市民参加の理念のもとに“やさしさ”“いきがい”“活性化”の観点からまちづくりを進めるにあたって、市民と行政が一体となって地域の問題を考え、解決策を討議・実践し、市民との交流を通じ市民の声を行政施策に反映させ、市民と行政の相互理解を深めることを目的とし、各地域にそれぞれ設置されている。



33

【運営・役割】

「まちづくり会議」は、地元町会・自治会、老人クラブ、NPO、公共施設の長など、地域に関係する各種団体の代表者や、市の地域担当職員などを構成員とし、地域ごとに住民の皆さんが主体となって地域の特性を活かしながら開催・運営されている。

会議の果たす役割

町会・自治会や福祉、教育、環境、防犯等で、日頃地域に関わっているたくさんの人たちが一堂に会し、お互いに知り合う「**地域の交流の場**」

市や地域の「**情報を交換する場**」

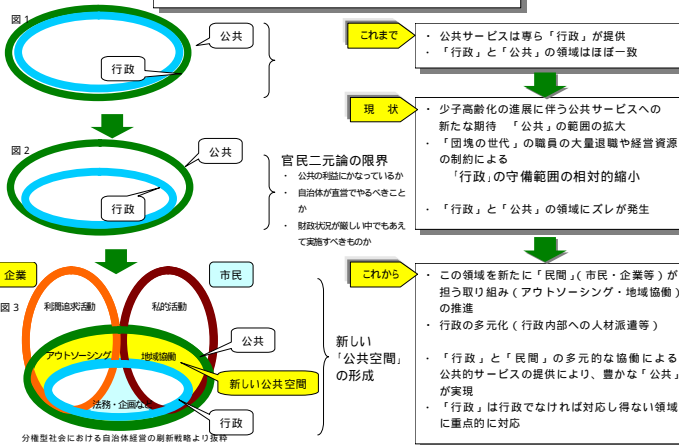
自分たちのまちを住みよくするには、何が問題になっていて、どのようにしていけばよいのかをみんなで考える「**地域の話し合いの場**」

みんなで話し合ったまちづくりの考えや方策を実現するために「**役割を決め、実行に移す場**」

みんなで話し合った「**地域における意見や要望等を直接市政に反映させる場**」

34

新しい「公共空間」の形成のイメージ



35

報告事項2

習志野市における自治体経営の基本的な考え方

36

経営とは 方針を定め、組織を整えて、目的を達成するように、持続的に事を行うこと。特に、

会社事業を営むこと。

(三省堂提供「大辞林 第二版」より)

民間企業では「商品売って儲けを出すこと」
消費者の需要に見合った商品・サービスを提供し、
利益を生み出すビジネスモデルを実践すること

行政ではどう考えるか。

市民の満足度を高める行政サービスを提供して、
それに見合った財源を手当てできる経営モデルを
実践すること

37

自治体経営の理念的側面

地方分権が進む中で、自己決定、自己責任
による、政策的にも、財政的にも自立した
行財政運営を行っていかなくてはならない。

自治体経営の方法論的側面

市民の満足度を高める行政サービスを提供し
て、それに見合った財源を手当てできる経営
モデルを実践していく必要がある。

38

「自治体経営」といったときに、 今までの「行政運営」と何が違うのか？

これまでの行政運営は、各部局が縦割り
組織の中で、それぞれの政策課題の解決に
向け、個別に施策、事業を展開してきた。

税収が年々拡大し、各部局の課題が、
それぞれ解決に向かっていった時代には、
それで市民満足が得られていたので、各施策
の整合性・効率性は、余り問題にならなかった。

39

しかし、バブル崩壊後の経済低迷による
税収の減少など、財政状況の悪化への対応の
ため、国、地方自治体は、歳出削減を基本と
する財政健全化に追われてきた。

それから20年余りが経過し、財政健全化へ
の対応の違いにより、各自治体の財政状況に
差が出てきている。

一方、地方分権改革の進展により、
地方自治体は、自らの責任と判断により、また、
自ら財源を確保しつつ、住民の生活を守り、
充実させいかなくてはならない時代になりつ
つある。

40

このような時代背景の中で、平成8年度から、行財政改革に取り組み、一定の成果を挙げてきた習志野市は、地方分権時代に対応した行政運営システムを確立し、今後、激しさを増すことが予想される都市間競争の時代に適切に対応していかななくてはならない。

このような時代に対応していくには、現在の行政運営の限界から脱却した、新しい行政運営の方法への転換が必要である。

41

「行政運営」から「自治体経営」へ

習志野市全体として、各政策の整合性を調整しつつ、限りある資源を、「**選択と集中**」により、効果的、効率的に配分し、**最少の経費で、最良の市民サービスを提供**する自治体経営へ転換していく必要がある。

その際、市民、NPO、企業、大学などと、行政が一体となって、**公民連携**による、協働のまちづくりが必要である。

42

習志野市における具体的な経営課題

行政運営上の課題

- 事業の仕分け：行政が直接実施すべき事業なのか
- 正規職員で実施すべき事業なのか、臨時職員でも対応可能な事業なのか
- 定員管理の適正化
 - ・行政運営の中心となる事務職員の減少
 - ・依然として高い人件費比率
 - ・民間に移行可能な分野の業務を直営で実施していることの見直し
- 集中改革プランに基づく行財政改革の実施と目標達成
- 職員の意識改革
- 施設の老朽化対策 など

43

まちづくりの課題

- 習志野市全体の底上げ対策
 - ・企業・商業など産業の活性化
- 歳入(財源)確保策の研究と実施
 - ・未利用地の活用、企業誘致の促進
- 市民、企業、NPO、ボランティア団体、大学などとの公民連携による、協働のまちづくり

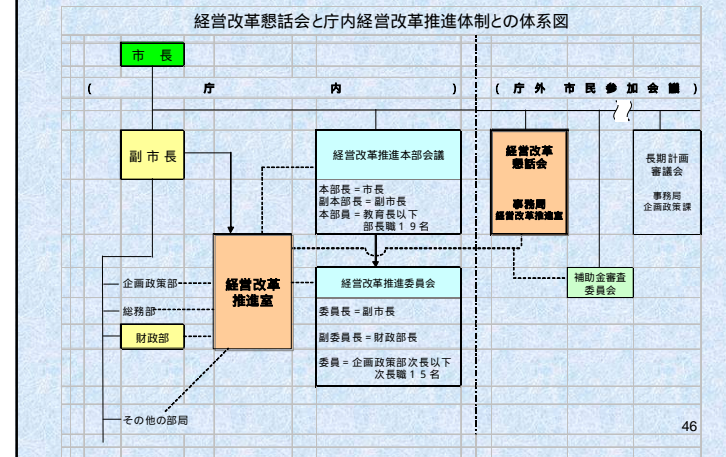
44

経営改革懇話会において議論し、 ご意見をいただきたいこと

- 民間経営のノウハウを活用した効率的、効果的な行政運営を行う方法について
- 行政運営に、どのようにして民の力を利活用していけば良いか **公民連携の具体策**
- 様々な分野における政策・施策を実現していくための財源の確保策について
- 習志野市全体を底上げ(活性化)していくためのアイデアについて

45

経営改革の推進体制



平成 20 年度のスケジュール

- 第1回 経営改革懇話会(今回)
- 第2回 7月上旬(6月議会終了後)
- 第3回 10月上旬(9月議会終了後)
- 第4回 1月下旬(3月議会前)

47